

下町ボブスレーロゴで大田区を盛り上げよう!!



「下町ボブスレー」ロゴは下町ボブスレー合同会社（以下、「合同会社」）が著作権を所有しています。ただし大田区のPRに繋がる場合には合同会社の監修の元、申請をしていただくことにより、ご利用できる場合もあります。その場合には当プロジェクトの主旨にご賛同いただき、収益の一部を寄付頂きますようお願い申し上げます。

下町ボブスレーロゴの利用ガイドライン要約

・よく別紙のロゴ使用規定をお読みください。また規定された条件に従ってご利用ください。

■**利用期間** 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■**利用目的** 大田区や中小製造業のPR等に繋がる場合に限りです。

■**利用料金**（ロイヤリティ）について 当分の間無料です。

※【お願い】売上によって利益を上げられる場合は、下町ボブスレー特別寄附金を検討していただき、趣旨にご賛同とご理解をした上で、ご寄附をお願い申し上げます。別途HP参照

■**利用申請の有無** 合同会社が委任する（公財）大田区産業振興協会に必ず申請をしてください。

※提出するもの 1. 利用申請書（別紙） 2. 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
3. ロゴの利用状況がわかる完成見本等

■**利用申請が不要な場合**

- ・新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合。
- ・合同会社や下町ボブスレープロジェクトメンバーが主体となって実施するイベント等で利用する場合

■**利用許諾審査期間** 2週間程度

- ・利用許可が降りた場合も降りなかった場合も申請者へ結果を送付致します。
- ・利用許諾が予め許諾できないものについては別紙規定参照してください。

■**特にご注意していただくこと**

- ・許諾された利用内容のみに利用してください。
- ・完成品を提出してください。ただし、提出が困難なものについては、写真等でもかまいません。
- ・権利を譲渡及び転貸できません。
- ・ロゴを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（「©2015 下町ボブスレー#●●●●」又は「©2015shitamachibobsleigh#●●●●」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示してください。
- ・利用目的を変更する場合はご連絡ください。
- ・許諾を取消しする場合があります。
- ・ロゴを独占的に権利保護することはできません。
- ・ロゴに関して一切経費を負担しません。使用したことによる一切の責任を負いません。
- ・ロゴの利用許諾の状況等について情報を公開させていただくことがあります。

【お問い合わせ】

お問い合わせの場合、必ずメール及び公式HPのロゴ使用お問い合わせフォームにてお問い合わせをお願い致します。